

三朝町国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月21日

三朝町長

三朝町規則第23号

三朝町国民健康保険規則の一部を改正する規則

三朝町国民健康保険規則（平成27年三朝町規則第22号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特例対象被保険者等に係る届出) 第19条 略	(特例対象被保険者等に係る届出) 第19条 略
<u>(出産被保険者に係る届出)</u> 第20条 <u>三朝町国民健康保険税条例第24条の3第1</u> <u>項の規定により提出する届出書は、産前産後期間</u> <u>に係る保険税軽減届出書(様式第25号)によるもの</u> <u>とする。</u>	

様式第24号の次に次の1様式を加える。

産前産後期間に係る保険税軽減届出書

三朝町長 様

三朝町国民健康保険税条例第23条第3項に規定する出産被保険者について、次のとおり届け出ます。

届出年月日		
A. 世帯主	フリガナ	
	①氏名	
	②生年月日	
	③住所	
	④個人番号	
	⑤電話番号	
B. 出産する方	世帯主と同じ	
	フリガナ	
	①氏名	
	②生年月日	
	③住所	
	④個人番号	
C. 出産予定日又は出産日		
D. 単胎妊娠又は多胎妊娠の別	単胎 ・ 多胎	
<p><注意事項></p> <p>1. この届出書は、出産予定日の6か月前から提出することができます。</p> <p>2. 出産後にこの届出書を提出する場合は、出産予定日の代わりに出産日を記入してください。なお、以前お住まいの市町村に産前産後期間の保険料（税）軽減について届け出ている場合は、その際に届け出た出産予定日又は出産日を記入してください。</p> <p>3. 届出に当たっては、この届出書に次の書類を添えてください。</p> <p>①出産予定日を確認することができる書類（出産後に届出を行う場合は、出産日を確認することができる書類）</p> <p>②単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類</p>		

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。